

軽米町イメージキャラクター着ぐるみ使用管理規程

(趣旨)

第1条 この規定は軽米町イメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの種類)

第2条 着ぐるみの種類は、次のとおりとする。

- (1) ヒエポン着ぐるみ 1体
- (2) かるるん着ぐるみ 1体
- (3) さるなっし〜着ぐるみ 1体

(着ぐるみの貸出し)

第3条 町長は、業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸し出すことができる。

(貸出しの申請)

第4条 着ぐるみの貸出しを受けようとするものは、あらかじめ軽米町イメージキャラクター着ぐるみ使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して申請し、町長の承認を受けなければならない。ただし、町の業務で使用する場合を除く。

(貸出しの承認)

第5条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容について審査し、適当と認める場合は、軽米町イメージキャラクター着ぐるみ使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、町長は、必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第6条 町長は、第3条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

- (1) 町の信用又は品位を損なうおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、団体又は政党及び宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。

(4) キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。

(5) その他町長が着ぐるみの使用について、不適切であると認めるとき。

2 前項の規定により着ぐるみの使用を承認しないとき、軽米町イメージキャラクター着ぐるみ使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用料）

第7条 使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 着ぐるみの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(2) 申込書の記載内容どおりに使用すること。

(3) その他町長が付した条件に従って使用すること。

（使用承認の取消し等）

第9条 使用者が前条に規定する事項を遵守しなかったときは、町長は、その承認を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。

2 使用者が使用承認の取消しによって損害を受けることがあっても、町は、その補償の責めを負わない。

（原状回復）

第10条 使用者が着ぐるみを汚損した場合は、当該使用者の責任と負担により、修復又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

（町の責任）

第11条 着ぐるみの貸出しにより使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町は、一切の責めを負わない。

（委任）

第12条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、令和4年1月25日から施行する。

2 軽米町ホームページイメージキャラクター「ヒエポン」及び軽米町イメージ

キャラクターアマランサスの妖精「かるるん」の使用管理規程（平成23年輕米町告示第3号）は、廃止する。